

職員の定年の引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

奈良県人事委員会規則第十一号

職員の定年の引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第一条 職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二十三第一項中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三月奈良県条例第十七号)第十二条又は第十三条第一項」に改め、「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「条例第三条第三項」の下に「又は第五項」を加える。附則に次の一項を加える。

(給与条例附則第三十一項、第三十五項又は第三十六項の規定による給料を支給される職員に対する手当の額)

15 給与条例附則第三十一項、第三十五項又は第三十六項の規定による給料を支給される職員に対する第二条の四及び第十二条の七の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第三十一項、第三十五項又は第三十六項の規定による給料の額との合計額」とする。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第二条 給料の調整額に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(給料の調整額)

第二条 条例第七条の規定により給料の調整を行う職は、別表第一の上欄に掲げる勤務場所に勤務する同表の中欄に掲げる職員の占める職とする。

2 職員(次項に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の下欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の下欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月奈良県条例第十七号）第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。

）第三条第三項又は第五項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数

三 育児休業法第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月奈良県条例第二十四号）第四条の規定により採用された職員 勤務時間条例第三条第四項又は第五項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額）とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第二に掲げる額

二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第三に掲げる額

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（端数計算）

第三条 前条第二項、第三項及び第五項の規定による給料の調整額並びに同条第四項

に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

附則に次の一項を加える。

(条例附則第二十九項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額)

- 5 条例附則第二十九項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第四項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。
- 別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三 調整基本額表 (第2条関係)

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,600円
2 級	6,500円
3 級	7,700円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,500円
7 級	10,700円
8 級	11,700円
9 級	13,200円

イ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,200円
2 級	7,600円
3 級	7,700円

4 級	8,700円
5 級	9,200円
6 級	9,600円
7 級	10,300円
8 級	11,300円
9 級	12,300円

ウ 教育職給料表 (二)

職務の級	調整基本額
1 級	7,000円
2 級	8,200円
特2級	9,100円
	9,900円
3 級	(条例別表第三ロの備考(二)に定める職員にあつては、10,200円)
4 級	12,500円

エ 教育職給料表 (三)

職務の級	調整基本額
1 級	6,800円
2 級	8,100円
特2級	8,900円
	9,700円
3 級	(条例別表第三ハの備考(二)に定める職員にあつては、10,000円)
4 級	12,200円

オ 医療職給料表 (一)

職務の級	調整基本額
1 級	8,900円

2 級	10,200円
3 級	11,800円
4 級	14,000円

カ 医療職給料表 (二)

職務の級	調整基本額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,300円
4 級	7,700円
5 級	8,500円
6 級	9,700円
7 級	11,000円

キ 医療職給料表 (三)

職務の級	調整基本額
1 級	7,100円
2 級	7,700円
3 級	7,900円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,800円
7 級	11,100円

ク 福祉職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,000円
2 級	7,200円
3 級	7,700円
4 級	8,700円

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第三条 給料等の支給に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号を次のように改める。

一 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三月奈良県条例第十七号)第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員 条例第六条第十項

第一条の二第二号中「による短時間勤務をしている職員」の下に「(附則第三項において「育児短時間勤務職員等」という。)」を加え、「第五項若しくは第十項」を「若しくは第五項」に、「育児休業条例第十九条」を「又は育児休業条例第十九条」に改め、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年十一月奈良県条例第十二号。以下「平成二十二年改正条例」という。)

附則第五項(平成二十二年改正条例附則第六項において準用する場合を含む。)

の規定により読み替えられた平成二十二年改正条例附則第四項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十五年三月奈良県条例第四十九号。以下「平成二十五年改正条例」という。)

附則第四項(平成二十五年改正条例附則第五項において準用する場合を含む。)

の規定により読み替えられた平成二十五年改正条例附則第三項、一般職の職員の給与に関する条例等(平成二十六年三月奈良県条例第三十七号。以下「平成二十六年改正条例」という。)

附則第三項(平成二十六年改正条例附則第四項において準用する場合を含む。)

の規定により読み替えられた平成二十六年改正条例附則第二項又は一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年三月奈良県条例第四十一号。以下「平成二十七年改正条例」という。)

附則第八条第二項(平成二十七年改正条例附則第八条第三項において準用する場合を含む。)

の規定により読み替えられた平成二十七年改正条例附則第八条第一項」を削り、同条第三号中「平成二十二年改正条例附則第七項の規定により読み替えられた平成二十二年改正条例附則第四項、平成二十五年改正条例附則第六項の規定により読み替えられた平成二十五年改正条例附則第三項、平成二十六年改正条例附則第五項の規定により読み替えられた平成二十六年改正条例附則第二項又は平成二十七年改正条例附則第八条第四項の規定により読み替えられた平成二十七年改正

条例附則第八条一項」を削る。

第六条第一項第二号中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加える。

附則に次の一項を加える。

(条例附則第二十九項の規定を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額の数計算)

3 育児休業条例附則第三項(同条例附則第四項の規定により読み替えられた同条例第二十二条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた条例附則第二十九項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。
(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第四条 初任給調整手当に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第十条及び第十一条を削り、附則第九項中「附則別表」を「附則別表第一」に改め、附則に次の一項を加える。

(条例附則第二十九項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額)

10 条例附則第二十九項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第一」とあるのは、「附則別表第二」とする。

附則別表を附則別表第一(附則第九項関係)とし、同表の次に次の一表を加える。

附則別表第二(附則第10項関係)

職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員
	4種		
1年未満	175,800 円	35,600 円	21,000 円
1年以上2年未満	175,800	35,600	18,900
2年以上3年未満	175,800	35,600	16,800
3年以上4年未満	175,800	35,600	14,700

4年以上5年未滿	175,800	35,600	12,600
5年以上6年未滿	175,800	35,600	10,500
6年以上7年未滿	175,800	34,300	8,400
7年以上8年未滿	175,800	33,000	6,300
8年以上9年未滿	175,800	31,800	4,200
9年以上10年未滿	175,800	30,500	2,100
10年以上11年未滿	175,800	29,300	
11年以上12年未滿	175,800	28,000	
12年以上13年未滿	175,800	26,700	
13年以上14年未滿	175,800	25,500	
14年以上15年未滿	175,800	24,500	
15年以上16年未滿	175,800	23,500	
16年以上17年未滿	174,000	22,500	
17年以上18年未滿	172,200	21,600	
18年以上19年未滿	170,400	20,600	
19年以上20年未滿	168,600	19,600	
20年以上21年未滿	166,700	18,600	
21年以上22年未滿	158,300	18,200	
22年以上23年未滿	150,000	17,800	
23年以上24年未滿	141,600	17,100	
24年以上25年未滿	133,400	16,700	
25年以上26年未滿	125,100	16,200	

26年以上27年未満	115,000	15,800	
27年以上28年未満	105,000	15,400	
28年以上29年未満	95,000	14,800	
29年以上30年未満	85,000	14,600	
30年以上31年未満	74,500	14,400	
31年以上32年未満	64,100	13,900	
32年以上33年未満	53,500	13,300	
33年以上34年未満	40,100	12,700	
34年以上35年未満	27,200	12,200	

備考

- この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以降の期間を示す。
- この表において、「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において、「4種」とは第2条第1項第4号の職を占める職員をいう。

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第五条 通勤手当に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十号)の

一部を次のように改正する。

第九条の三の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第六条 管理職手当に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号)

の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「次に」を「次の各号に」に、「定める額と」を「定める額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)と」に改め、同項第一号中「職員(次号において「育児短時間勤務職員等」という。)」を「職員」に、「数(次号において「算出率」という。)」を「数」に、「額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を「額」に改め、同項第二

号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月奈良県条例第十七号）第十二条又は第十三条第一項」に、「（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつては算出率をそれぞれその額に乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を「に勤務時間条例第三条第三項又は第五項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（条例附則第二十九項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の額）

2 条例附則第二十九項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項の規定の適用については、当分の間、同項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

（期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第七条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月奈良県条例第十七号）第十二条又は第十三条第一項」に、「第五項」を「第六項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第六項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（産業教育手当及び定時制通信教育手当に関する規則の一部改正）

第八条 産業教育手当及び定時制通信教育手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の

一項を加える。

(条例附則第三十一項、第三十五項又は第三十六項の規定による給料を支給される職員に関する手当の額)

2 条例附則第三十一項、第三十五項又は第三十六項の規定による給料を支給される職員に関する第二条及び第七条の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と条例附則第三十一項、第三十五項又は第三十六項の規定による給料の額との合計額」とする。

(農林業普及指導手当に関する規則の一部改正)

第九条 農林業普及指導手当に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(条例附則第三十一項、第三十五項又は第三十六項の規定による給料を支給される職員に関する手当の額)

2 条例附則第三十一項、第三十五項又は第三十六項の規定による給料を支給される職員に関する第三条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と条例附則第三十一項、第三十五項又は第三十六項の規定による給料の額との合計額」とする。

(教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正)

第十条 教職調整額の支給方法等に関する規則(昭和四十六年十二月奈良県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

(住居手当に関する規則の一部改正)

第十一条 住居手当に関する規則(昭和四十九年十二月奈良県人事委員会規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同条中「該当する職員」の下に「(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三月奈良県条例第十七号)第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員を除く。」

)」を加える。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第十二条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年十二月奈良県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)」第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三月奈良県条例第十七号)第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改め、「第三条第三項」及び「第三条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項第一号中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
(条例附則第二十九項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の額)
2 条例附則第二十九項の規定の適用を受ける職員に対する第五条の規定の適用については、当分の間、同条第一項各号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。
別表第一及び別表第二中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第十三条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和六十三年三月奈良県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「第一項」を「第二項」に改める。

附則に次の一項を加える。

(給与条例附則第二十九項の規定の適用を受ける一般の派遣職員の給与)

3 給与条例附則第二十九項の規定の適用を受けることとなつた一般の派遣職員の給与は、当分の間、同項の規定の適用を受ける職員となつた日を派遣の日の前日とみなして、第四条第一項から第五項までの規定を適用して得た額とする。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第十四条 単身赴任手当に関する規則（平成二年三月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第一号ア中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月奈良県条例第十七号）第十二条又は第十三条第一項」に、「同法第二十八条の二第一項」を「同条例」に改め、「（同法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）」を削る。

（職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第十五条 職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第二条第一項第五号イ」を「第二条第一項第六号イ」に改める。

（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第十六条 管理職員特別勤務手当に関する規則（平成五年三月奈良県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）別表第一に掲げる職を占める職員」を「管理監督職員（管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）別表第一に掲げる職を占める職員をいう。以下同じ。）のうち、次号に掲げる職員以外のもの」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月奈良県条例第十七号）第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）である管理監督職員 前号に規定する区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一種 一万一千円

イ 二種及び三種 九千円

ウ 四種 七千円

エ 五種及び六種 六千円

オ 七種 五千円

カ 八種 三千円

第二条第三項中「占める職に係る管理職手当に関する規則別表第一に掲げる職について定められた区分（同表備考の規定により当該職に対応する区分欄の区分により一段高い区分又は一段低い区分とされている場合は、当該区分）」を「区分」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 管理監督職員のうち、次号に掲げる職員以外のもの 第一項第一号に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一種 六千円

イ 二種及び三種 五千円

ウ 四種 四千円

エ 五種及び六種 三千五百円

オ 七種 三千円

カ 八種 二千円

二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 第一項第一号に定める区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一種 五千五百円

イ 二種及び三種 四千五百円

ウ 四種 三千五百円

エ 五種及び六種 三千円

オ 七種 二千五百円

カ 八種 千五百円

第二条第三項第三号から第六号までを削る。

附則に次の一項を加える。

（条例附則第二十九項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額）

3 条例附則第二十九項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第一項及び第三項の規定の適用については、当分の間、第二条第一項第一号及び同条第三項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第十七条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則

第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第一号ただし書中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第九条第二項、第十一条及び第十一条の二中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

別表第二第十二項中「ただし、二日を超えるときは、その超える期間について第十四条第一項の規定の例による。」を削る。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第十八条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成十四年三月奈良県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項を削り、同条第二項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三月奈良県条例第十七号)第十二条又は第十三条第一項」に改め、「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加え、同項を同条第二項とする。

(職員からの苦情相談に関する規則の一部改正)

第十九条 職員からの苦情相談に関する規則(平成十七年三月奈良県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二十八条の四又は第二十八条の五」を「第二十二条の四」に改める。

(職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部改正)

第二十条 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則(平成二十六年三月奈良県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条中第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員が、年齢六十年に達した日以後に地方公務員法の規定により退職した場合(引き続き地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用される場合に

限る。)

第十二条第三号中「第八十一条の二第二項」を「第八十一条の六第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第八十一条の七第一項」に、「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

(職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第二十一条 職員の退職管理に関する規則(平成二十八年二月奈良県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二号中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

(職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正)

第二十二条 職員の自己啓発等休業に関する規則(平成二十九年三月奈良県人事委員会規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号イ中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第二十三条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年十二月奈良県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

(会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第二十四条 会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和二年一月奈良県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第六条の二」を「第六条第十項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条第二項及び第十条第七項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二十四条中会計年度

任用職員の給与等に関する規則第十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

(定義)

第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 令和三年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）をいう。

二 令和五年旧法 令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）をいう。

三 令和四年改正定年条例 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年十月奈良県条例第十四号）をいう。

四 令和五年旧定年条例 令和四年改正定年条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月奈良県条例第十七号）をいう。

五 暫定再任用職員 令和四年改正定年条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。

六 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。

七 定年前再任用短時間勤務職員 職員の定年等に関する条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員をいう。

八 施行日 令和五年四月一日をいう。

九 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。

十 特定暫定再任用職員 令和四年改正定年条例附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の規定により採用された職員をいう。

（改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第三条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第一条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則第十二条の二十三第一項の規定を適用する。

(改正後の給料の調整額に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

第四条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第二条の規定による改正後の給料の調整額に関する規則(次項及び次条第一項において「改正後の給料の調整額に関する規則」という。)第二条第四項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給料の調整額に関する規則第二条第三項及び第四項の規定を適用する。

第五条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号。

以下「給与条例」という。)第七条の規定により給料の調整を行う職(次項において「給料の調整額適用職」という。)を占める特定暫定再任用職員のうち、当該職に係る令和五年旧定年条例第三条に規定する定年(令和四年改正定年条例附則第七条第一項各号に規定する職にあつては、同条第二項に規定する年齢)に達した日が施行日の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の給料の調整額に関する規則第二条及び第三条並びに前条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に改正後の給料の調整額に関する規則第二条第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額百分の二十五を超えるときは、給料月額百分の二十五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員(第三号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職

員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に令和四年改正定年条例第二条の規定による改正前の給与条例（次号において「令和五年旧給与条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第二条の規定による改正前の給料の調整額に関する規則第二条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなった場合にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、令和五年旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第二条の規定による改正前の給料の調整額に関する規則第二条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ令和五年旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

（育児休業法第十七条の規定による勤務をしている暫定再任用職員への準用）

第六条 令和四年改正定年条例附則第十四条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十七条の規定による勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

（暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）

第七条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円

未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

一 暫定再任用短時間勤務職員 令和四年改正定年条例附則第十五条

二 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和四年改正定年条例附則第十四条（前条の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和四年改正定年条例附則第十三条

（改正後の管理職手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

第八条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第六条の規定による改正後の管理職手当に関する規則第二条の規定の適用については、同条第二項第一号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第六条の規定による改正後の管理職手当に関する規則第二条の規定を適用する。

（改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

第九条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第七条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十四条の規定を適用する。

（改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

第十条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十二条の規定による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則第五条第一項の規定を適用する。
（改正後の単身赴任手当に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置）

第十一条 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、単身赴任手当に関する規則第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とするものとなつた暫定再任用職員は、給与条例第十一条の七第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

一 令和四年改正定年条例附則第三条第一項又は第五条第一項の規定による採用（令

和五年旧定年条例第二条の規定により退職した日（令和五年旧定年条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は令和四年改正定年条例附則第二条第一項の規定により勤務した後退職した日及び旧法再任用職員又は特定暫定再任用職員としての採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 令和四年改正定年条例附則第三条第二項又は第五条第二項の規定による採用（職員の定年等に関する条例第二条の規定により退職した日（同条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員（特定暫定再任用職員を除く。次条において同じ。）としての採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

第十二条 暫定再任用職員として採用され勤務した後退職した日の翌日に定年前再任用短時間勤務職員として採用された職員に対する第十四条の規定による改正後の単身赴任手当に関する規則第五条第三項の規定の適用については、同項第一号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年十月奈良県条例第十四号）附則第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項又は第六条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

第十三条 施行日前に、第十四条の規定による改正前の単身赴任手当に関する規則第五条第三項第一号アに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

（改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

第十四条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十六条の規定による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則第二条第一項及び第三項の規定を適用する。

（改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

第十五条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月奈良県条例第二十号）第二条第二項第一号に規定する人事委員会規則で定める職員とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十八条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する規則第三条第一項の規定を適用する。

（改正後の職員からの苦情相談に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

第十六条 暫定再任用職員としての採用は、第十九条の規定による改正後の職員からの苦情相談に関する規則第二条第二号に規定する法第二十二条の四の規定に基づく採用とみなす。

（改正後の職員の退職管理に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置）

第十七条 暫定再任用職員として採用された場合は、第二十一条の規定による改正後の職員の退職管理に関する規則第二十三条第二号に規定する場合とみなして、同項の規定を適用する。

2 施行日前に、令和五年旧法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により職員として採用された場合における第二十一条の規定による改正後の職員の退職管理に関する規則第二十三条第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

（雑則）

第十八条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。